

学 位 論 文 題 名

フランスにおける賃金の法的性質に関する一考察

－賃金控除の理論的基礎

学位論文内容の要旨

フランスにおいて、ストライキや疾病等を原因とする賃金控除の根拠は、労働契約の停止にあるといわれている。わが国においても、賃金控除を説明するために、このような労働契約停止理論を導入すべきであるとする見解が一部にみられる。しかし、労働契約停止理論が賃金控除の問題においても独自の意義を有していることは疑わしい。本稿は、賃金控除が労働契約の停止によるという表面的な理由付けを超えて、その理論的基礎を探求することを意図したものである。具体的紛争の解決の事例は、主として集団的労働紛争を原因とする賃金控除から題材を取り上げることにした。疾病等を原因とする欠勤の場合には、賃金を保障する旨の労働協約が多いのに対し、ストライキの場合には、スト参加労働者の賃金が保障されることがなく、賃金は常に控除され得るからである。

まずはじめに、フランスの賃金体系と賃金法制とを概観した。ここにおいては、賃金控除の金額が欠勤の時間的長さに対応するという、案分比例原理が存在することが明らかとなる。この案分比例原理は、賃金が労働の対価であることに由来すると説明されている。したがって、厳密に労働の対価であると位置付けられる賃金は、労働がないときには、労働の対価であるが故に控除されることになる。しかし、社会保障法の解釈に影響を受けて、賃金の観念が拡大しつつあり、厳密には労働の対価として位置付けられない賃金は、必ずしも賃金控除に服すわけではない。特に、議論の多い反ストライキ手当は、この支給が時間に対応した労働そのものを対価とするのではなく、継続勤務の利益の承認によって実施されているのであり、したがって案分比例原理には服しないものである。

次に、いわゆる労働契約停止理論の展開過程を、ストライキ権の承認の経緯と併せて概観した。この結果、停止理論は、労働の給付が中断しても労働契約そのものの切断を回避するために生み出されたものであり、もともと賃金控除を説明するために採用された議論ではないことが明らかとなる。また、停止理論が適用されるための要件は、不可抗力ないし危険負担理論の要件に近似しており、停止理論のはじめの構想が、不可抗力理論の適用の拡張にあったように思われる。効果の面においても、労働がないかぎり、賃金控除との関係では、契約が停止するかしないかで、基本的に異なるところはない。

次に、集团的労働紛争を原因とする賃金控除の紛争に判例が与えた解決を、法理論の見地から検討した。ストライキが適法である場合には労働契約が停止するので、賃金控除は労働契約の停止によって理由付けられることが多い。ところが、ストライキが違法である場合には労働契約は停止しない。この場合に、労働契約が停止したか否かを問わず、賃金控除は労働契約の双務契約たる性格に由来するものとする判決がある。したがって、賃金控除にとって停止理論は表面的な理由付けにすぎず、焦点は双務契約たる性格がもたらす帰結にある。フランスにおいては、いわゆる怠業は違法な行動と評価され、したがってストライキ権の行使には該当しない。怠業を理由とする賃金控除の準則は必ずしも一定しておらず、能率の低下または生産の低下に比例して賃金控除をなし得るものとされている。しかし、これらの解決には、損害賠償の発想が混在しているものと思われる。スト不参加者の賃金控除およびロックアウトによる賃金控除の問題では、不可抗力の存否が問われることが多い。しかし、これは労働者にとっての不可抗力ではなく、使用者の仕事を与える債務の不履行について論じられるものであり、したがって、不可抗力が存在しない場合の結果は、労働者の使用者に対する損害賠償請求である。

最後に、双務契約に適用される諸制度と賃金控除との関係を検討した。労働がない場合には賃金支払債務の原因が失われるという説明は、広い意味に解釈するならば、双務契約上の両債務の相互依存性（牽連関係）に由来する制度に服することを意味する。けれども、賃金控除がいわゆる不履行の抗弁の適用であると解することはできない。不履行の抗弁は、不履行債務がなお履行可能である場合に適用される制度であって、反対債務の履行の延期をもたらすだけで、使用者を賃金支払債務から解放するわ

けではない。ここにおいて、労働者の労働する債務は履行期の経過とともに履行不能となり、追履行することができないという特質を考慮すべきことが明らかとなる。使用者の賃金支払債務を消滅させ得る制度は解除および危険負担理論である。一般に、債務者にフォートがある場合には前者、不可抗力による履行不能の場合には後者が適用されるといわれている。しかし、判例は、債務の消滅に関するかぎり、特に両者を区別していないし、債務の相互依存性をもたらす帰結としては特に理に反することもない。したがって、債務者のフォートの存否を問わず、一方の債務が履行不能となったときには、他方の債務も消滅すると考えられる。これが解除または危険負担理論の適用であるとしても、契約関係全体を切断する結果が承認されるわけではないので、与えられる解決は（広義の）一部解除であることになる。一部解除は、不履行債務が分割可能であることを前提とするので、労働する債務も分割可能なものでなければならない。一般に、労働する債務は時間的に分割可能であるとされている。債務の分割可能性を探求することは、怠業の事例に適切な解決を与えることになる。

わが国では、「労務の提供がなされないかぎり賃金請求権は発生しない」という定式が横行しているが、これが債務の牽連関係の帰結である限りにおいて、債権は発生しないのではなく消滅すると考えなければならない。

## 学位論文審査の要旨

主査 教授 保原 喜志夫  
副査 教授 瀬川 信久  
副査 教授 道幸 哲也  
副査 助教授 江口 隆裕

賃金の支払いは、労働の給付とともに、労働契約の要素をなすものであるが、労働者による労働の給付がなかった場合に、使用者の賃金支払義務はどうなるのか。実務上、ストライキや労働者の病欠等を契機とする賃金債権の帰趨につき、解決を迫られる問題が数多く存在するのであるが、これまでその理論的解明は十分ではなく、判例は、明確な論理的構成を欠くままに、ノーワーク・ノーペイの原則とか、労働者のないところに賃金請求権は発生しない等の一応の理由を付して、具体的な問題の解決に当たってきた。その結果、怠業、部分スト、一部スト、ロックアウト等の場合の賃金請求権の存否につき、未だ確立された判例理論がない状況にある。

しかし、この問題の実務上の重要性と理論的解決の困難さは、諸外国にも共通のものであり、本稿は、以上のような問題の認識から、なお、論争状態にありながらも、豊富な判例・学説の蓄積をもつフランス法を素材として、ストライキ等の集団的労働紛争を契機とする賃金不払いの問題を切口に、賃金の法的性質の理論的解明を試みたものである。

本稿は4章構成で、第1章「フランスにおける賃金体系と法制」では、賃金とは何か、次章以下の検討の対象を設定している。本章では、基本賃金及び諸手当を含む広狭両義の賃金について吟味がなされているが、原則として、欠勤日数（時間）に按分比例して賃金が控除されているのに対し、俗に反ストライキ手当と呼ばれる精働手当のように、特別の支給条件が付されている賃金の存在も指摘されている。従来、わが国では、本稿第1章類似の研究はなく、資料的価値も認められる。

第2章「ストライキと労働契約の停止」では、ストライキの際の賃金控除の理由としてフランスで一般に採用されている契約停止説は、かつて、ストライキによって労

働契約が終了するという労働契約切断説を克服して労働者の労働契約上の地位を保障せんとして導入された理論であり、ストライキと賃金との関係を分析するための理論としては、有効に機能し得ないことを、理論的に論証している。

第3章「ストライキに対する賃金控除の諸問題」では、通常ストライキ、怠業、部分スト、一部スト、ロックアウト等に関する判例の分析を通じて、争議行為が違法であるために労働契約が終了する場合にも、賃金請求権が認められないこと等、契約停止理論が法的説明の道具概念としては必ずしも有効に機能せず、労働の給付がないことを理由に使用者が賃金の支払いを免れる根拠は、むしろ、労働契約の双務契約性とこれに基づく両債務の牽連関係にその理論的根拠が求められるべきではないかと、論を進める。

そして、第4章「賃金控除の根拠」では、上記の仮説に立って、フランス民法典の諸規定を検討し、債権法上の諸制度のなかに、その根拠を探求し、下記の結論に至る。

ストライキにより労働の給付がない場合に、債務不履行の抗弁により使用者の賃金支払義務を免れることはできない。なぜなら、不履行の抗弁は、一般に、反対債務の履行の延期を許す効果を持つのみだからである。むしろ、労働の給付は、それが無かった場合には、その性質上、追完を許さないものであり、ストライキ等により労働の給付がないときは、契約のその部分につき、履行不能となる、と解すべきである。そして、債務の一部履行不能、及びそれを理由とする契約の一部解除の法的解決は、危険負担の制度に合致することになる。これは、賃金支払債務の消滅が、労働する債務と牽連関係にあることの当然の帰結であって、この法律構成によれば、労働の給付がなかったことにより賃金請求権が発生しないのではなく、賃金請求権が消滅することになる。

本稿は、フランスにおける争議行為を理由とする賃金「控除」の問題の検討を通じて、労働者の使用者に対する賃金請求権の法的性質を理論的に追求した意欲作である。文献の収集、読解、分析は綿密周到で、論理構成も緻密であり、おそらく、フランス本国においても、類書は見出しがたく、十分に批判に堪えるものと推察される。その上、本稿のテーマとの関係では、フランスと日本は、類似の法理論的状况にあり、本稿は、日本法における問題解決にも大きな示唆を与えるものと思われる。

しかしながら、本稿は、論述の厚み、社会的肉付けが十分ではなく、その点ではな

お不満が残る。集団的労働紛争における賃金論は、抽象的法理論の衣をまといながら、その内実は、きわめて党派的で、赤裸々な利益の主張であり、本稿が、このような論争の背景をより深く、より具体的に踏まえた論述にいたるならば、さらにその学術論文としての価値が高まるものと期待される。

以上、若干の食い足りなさが残ることは否めないものの、そのさらなる充実は今後十分に期待され、博士論文としての評価に十分たえうるものである。